

---

◎一般質問

○議長（土屋清武君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 伴 高志君

○議長（土屋清武君） 通告順位6番、伴高志君。

（2番 伴 高志君 登壇）

○2番（伴 高志君） それでは、通告に従いまして、壇上より一般質問を行います。

私は、任期・・・、まだ1期目ですけれども、毎回質問を行ってきまして、全部質問すると、1年間で4回で16回、4年間でありましてけれども、これがそのまま町政に反映されて、進捗があるということは、必ずしもそうではありませんけれども、特に防災の関係については、やっぱり年間の中でも大事な課題として行ってきまして、必ず3回か4回というふうに行ってきました。

それが、一つ目の防災・減災対策の質問になります。

それからもう1点は、広域のごみ処理の関係ですけれども、これもやっぱり繰り返しやってきた質問の一つですけれども、これは、現在は下田市が、今度は中心になって、場所を今ある下田の場所に拠点を移して、1市2町で進めていくという方向ですけれども、これに対して、松崎町はどうかということであります。

3つ目の質問は岩科の財産区の関係になります。これはやっぱり管理者は町であるんですけれども、基本的には、岩科の財産区議会で決まったことが、これが主になって、町がここを支援、サポートしていくということがあると思いますので、今までの経過の中で、3月1日にも財産区議会が行われまして、私も傍聴に行ってきましたけれども、その経過と今後の進め方について質問していきたいと思います。

以上、3つの点、防災・減災対策について、広域ごみ処理場そして財産区ということになります。

壇上からの質問は以上になります。よろしく申し上げます。

（町長 長嶋精一君 登壇）

○町長（長嶋精一君） おはようございます。伴議員の質問でございます。

防災・減災対策についてでございます。

まず、①同報無線デジタル化事業が30年度より着工し、本年度は個別受信機のアナログからの更新を予定しているが、中山間地の特に災害時のデジタル電波の支障やその他の想定はどうかという質問でございます。

町では、平成30年度から同報無線のデジタル化を進めております。ご質問の中山間地におけるデジタル電波の支障については、戸別受信機及び外部アンテナ等で対応することで受信できるようになります。

加えて、普及しておりますスマートフォンでの受信もできるようになりますので、より安心・安全に寄与できるものと考えております。

また、津波に備えて浸水区域内の屋外子局は、電源分離式になっており、浸水してもスピーカーを鳴らすことができるなど、あらゆる想定をし、同報無線の役割を果たせるよう準備をしております。

②昨年12月に内閣府の中央防災会議がまとめた報告書では南海トラフ地震の可能性が高まった場合の避難のあり方などについてまとめた。

松崎町は沿岸部に商店街、小学校、児童館などがある。防潮堤のかさ上げ建設を待たずにできる対策を講ずるべきではないかという質問でございます。回答いたします。

町では、12月の中央防災会議がまとめた報告書を受け、先日も区長会において、南海トラフ地震に関連する臨時情報について説明をさせていただいたところでございます。

防潮堤の整備以前にとるべき対策ということですが、町では今年度も自主防災会や小学校などと津波避難訓練の実施や避難看板の整備、避難ビルへの補助などを行っております。

また、新年度には津波防災地域づくり推進計画を策定し、住民の方の避難意識の向上を行政も一体となって進めてまいります。

次は、2. 広域ごみ処理事業についてでございます。

2月18日の議会全員協議会で、広域ごみ処理事業は新たに整備場所を下田市の現焼施設敷地内で整備検討と報告されている。

①どのような計画かという質問でございます。回答いたします。

1市2町による広域ごみ処理事業につきましては、2月18日に開催されました議会全員協議会で経過状況を説明させていただきましたが、これまで担当者による勉強会、首長会議にて検討を行ってまいりました。

今後の予定につきましては、下田市が事務局となり、ごみ処理基本構想再策定支援業務を委託し、各町は平成31年度の補正予算において負担金を予算要求していくものでござい

す。

また、整備場所につきましては下田市の現焼却施設の敷地内に整備した場合の概算事業費や事務手法、事業手法の検討を行い、本年9月から11月のあいだに広域ごみ処理への参加、不参加の意思を表明することになります。

当町としましては各市町と協議を重ねてまいりたいと考えております。

②予定地が下田になると、輸送コストが高く時間もかかる、松崎町内での持ち込みごみができなくなり、町民の利便性には適っていない。それぞれの市町で分別方法が異なることや、焼却施設とは別に最終処分場の問題も出てくる、など課題は多いと考えるが町長はどう考えるかという質問でございます。回答申し上げます。

ごみ処理の広域化のメリットとしては、建設費、運転費の低減、施設維持管理費の軽減、長時間運転によるダイオキシン発生の抑制などが挙げられます。

一方デメリットとして運搬コストの増加や災害時など自力での処理ができないことが挙げられますが、今後の施設整備運営にかかる財政負担等も総合的に考えながら検討していくことが必要かと思えます。

また、ごみの持ち込みや分別方法など詳細については今後の協議の中で話し合っていくこととなりますので、現時点では決まっておりません。

③松崎町のように分別をしっかり行っていれば最終処分するゴミも減り、町の負担で他県へ最終処分を委託することもほとんどなくなるのではないかと。その時点の規模で焼却施設の容量と最終処分場の場所を検討するのはどうかという質問でございます。回答いたします。

最終処分場の確保につきましては、全国の自治体においても非常に難しい問題となっております。

当町におきましてもクリーンピア松崎に隣接しています最終処分場が一杯となったため、平成24年6月から県外への処分を行っており、現在は、三重県の伊賀市で埋立てを、埼玉県の寄居町で建設資材としてリサイクルしております。下田市と南伊豆町におきましても、同様に県外での処理を行っているのが現状であります。

また、分別につきましては各市町ともしっかりと行っていますが、分別だけでは最終処分の委託はなくなりませんし、今は各市町の焼却場が老朽化していることが共通の問題だと思っております。

伴議員の最後の質問であります。3. 岩科財産区の山林伐採についてでございます。事業者が誤って伐採した財産区の山林について。

①現場で伐採と搬出が1か月以上も行われていたのに何故早期発見できなかったのか。

②加害者の事業者は伐採した山林の代金100パーセント返済と跡地を植林し、下刈りと間伐も含めた財産区の管理を求めるべきではないかという質問でございます。回答いたします。

今回の誤伐採については、業者が県賀茂農林事務所に国の補助金申請を直接行い進められた事業であります。

申請の際、業者が所有者の確認作業を怠って財産区の土地にもかかわらず、別の方と森林経営委託契約を結び、町、財産区の承諾のないまま進められたものであります。

今回の被害の対応については、岩科財産区議会で何度も検討会を開催して協議をしているところでございます。また、顧問弁護士や県賀茂農林事務所森林整備課にも相談しております。

私からの返答は以上でございます。

○2番（伴 高志君） 一問一答でお願いします。

○議長（土屋清武君） 許可します

○2番（伴 高志君） それでは、最初の防災・減災対策についてですけれども、31年度にあたっては、昨日の質問とも少し重なる部分もあると思いますけれども、ハザードマップの更新とか、その予算が組まれたりとか、それに伴って、一次避難場所、二次避難場所の更新ということも考えられると思いますけれども、その更新情報ということについては、どのように考えていますでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 新年度、平成31年度でハザードマップを整備、洪水の関係で整備をして、新たに作り直しますけれども、それを那賀川については既に静岡県の方で浸水区域について調査をしていただきまして、その結果をいただいているわけですけれども、岩科川については、これから町で調査をかけていかなければいけないということになりますけれども、それらの調査結果に基づきまして、当然避難所であるとか、洪水の時の避難路であるとかということは、当然見直し、新たに考え直していかなければいけないと理解しております。

○2番（伴 高志君） 特に、災害の種類ということで、近年全国的に地震それから異常気象ですね。こういったことが起こっているわけですけれども、この中で、地震に関しては、また次の質問でやりますけれども、緊急性があるので・・・、どちらかというと予防策の方になりますけれども、土砂災害・・・、大雨の関係、これはやっぱり事前に雨の情報というのは随時予報されますので、そういったところでの・・・、早めの対策ということで、これは松崎町

でも早めに避難場所を設置して、お知らせしていくということがありましたので、そこは本当にすごくよかったなど、私もすごく安心している部分でありますけれども、その問題になってくるのは、情報の伝達でありますけれども、ここで最初に挙げました同報無線のデジタル化事業ですね。

これが30年度より松崎町で着工しまして、これは国で進めている事業ですけれども、実は、この賀茂郡下では、松崎町が先行して事業を行っていきまして、ほかの同規模の東伊豆町とか、西伊豆町、南伊豆町はまだこれからというところで、松崎町が先行している部分について、今まで行ってきた検討というか・・・、特に、受信する部分については、どのようなことを行ってきたでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 電波の受信状況につきましては、当然設計の段階で29年度に設計を行っておりますけれども、当然その設計の段階で電波状況を地区ごとを業者の方で確認しまして、電波状況は確認をしております。電波状況の弱い地区については、再送信子局といまして、子局は、親局か中継局から電波を受信しますけれども、更にそこからその下の子局へと電波を発信していくというような再送信子局というのを町内で6か所設置をするということで、そちらの方の対策はしております。

○2番（伴 高志君） 情報の伝達のあり方ということなんですけれども、必ずしも同報無線が唯一ではないのかなと思うわけなんですけれども・・・。というのは、外にいる場合と家にいる場合で音の聞こえ方がやっぱり違いますという声があったりするわけなんですけれども、これは本当に耳が遠いとか関係なく・・・、やっぱり今の家というのは、閉め切っちゃえば、防音もしっかりしていますから、同報無線では閉め切っていたら聞こえないということがありますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 当然今の建物というのは気密性が高いものですから、中には二重サッシ、三重サッシがありますので、中で放送が聞こえないといったことはありますけれども、これにつきましては、いま防災ラジオを配布しておりますけれども、それに代わるものとして、個別受信機を希望される方には配付をしております。

それから、情報伝達の多重化ということで、もし同報無線の放送が何らかのトラブルで放送ができないといった場合にも対応できるようにスマートフォン等への情報発信ができるようなシステムとなっております。

○2番（伴 高志君） やっぱり防災・減災対策において一番大事なことは、情報が早く正確に伝わることだと思いますので、いま課長の答弁がありましたけれども、同報無線以外に個

別受信機を予定しているということで・・・、デジタル化になる場合は・・・、確実に届くということがいえますか。デジタル化のケースでは・・・。

○総務課長（山本稲一君） 個別受信機につきましては、電波状況の悪いところにつきましては、外部アンテナを設置して、受信をしていただくということで、外部アンテナについても120軒位外部アンテナが必要とされる場所を見込んで整備を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○2番（伴 高志君） これは、国の施策でありますので、やっぱり行政が行っていく範囲というものも決まってくるんだと思っておりますけれども、基本的には、多重化と多様化ということで、ここにいろいろな方法を導入して、スマートフォンの形とかがありますけれども、やっぱり60歳・・・、70歳以上の方たちですと、操作がわからないとか、そもそも受信機の操作から説明しないといけないかなと思うんですけれども、そういった住民のそれぞれの条件に合わせた情報伝達ということについては、町としては、どのように考えますでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 今回導入されます個別受信機は、そんなに操作が難しいものではないので、お年寄りでも簡単に操作はしていただけるかと思っておりますけれども、配付にあたりましては・・・、前回の防災ラジオを配付した時に、乾電池が入っているので、コンセントに繋がらないで使って、そのまま1週間位で電池が切れてしまったというようなことがありましたので、そこら辺もよく説明をして配付をしたいと思っております。

それから、今度配付されます個別受信機につきましては・・・、今までの防災ラジオですと、町の一斉放送しか受信できませんでした。地区の放送というのは入らなかったんですけれども、今度の個別受信機につきましては、デジタル化されることによりまして、町の一斉放送と自分の住んでいる地区の地区放送が聞けるような構造になっておりますので、そういった意味では、情報伝達の多様化というようなことが図られるかと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○2番（伴 高志君） 最新の機械が導入されるということになりますけれども、一つ確認したいのは、デジタル化に伴って、アナログ受信というのはもうできなくなる・・・、34年から切り替わるということでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 34年から現在使っているアナログの電波が使えなくなります。というのは、電波にはスプリアス規格というのがございまして、例えば、60メガヘルツで電波を放射しましても、電波というのは、電波の幅がございまして、60メガヘルツの電波を放射してもある程度ほかの電波に影響を与えてしまうと・・・、それが、今は、携帯電話等々の普

及で、全国で9000万回線位電話回線がある間系で、周波数が足りなくなっているということで、スプリアス規格という規格が改正されまして、電波の帯域といいますか、帯が狭められたというようなことで、デジタル化ということに・・・、国の方ではデジタル化という話になったと聞いております。

○2番（伴 高志君） ちょっと専門的なので、わかりにくいんですけども、アナログのスプリアス化になると・・・、デジタルというのは電波としては、どういう位置というか・・・、受信のしやすさとか、そういった面ではどうですか。

○総務課長（山本稲一君） デジタルとアナログと電波がどちらが届くかといいますと、はっきり言って、アナログの方が飛びます。その代わりアナログの電波というのは雑音といいますか・・・、外部から影響された電波が混信するとかといったことがありますけれども、デジタルの電波ですと、混信とか、ほかの電波に影響をされるということは全くありません。

アナログですと、こちらからの発信だけですけども、デジタルの電波というのは、双方向・・・、これは機械のシステムの設定等がありますけれども、双方向での通信ができるようになったりとか、使用の範囲がいろんなことに使えるというような利点がありまして、いま世の中がほとんどデジタル化、携帯電話の電波も今はデジタル化ということで、世の中全体がデジタル化の方向にあるという時代背景がありますので、デジタル化ということは、そういうことをご理解をしていただければと思います。

○2番（伴 高志君） 特に、防災・減災に関する情報についていま質問していますので、やっぱり町民にわかりやすく丁寧に説明していただくとともに、デジタル化に伴って起こる支障といったところも、ここまではできます、ここからは・・・、やっぱり情報がしっかり・・・、どこまで届くのか、そういった塚というか、正確な情報を伝えられる速度と正確さ、そういったところも説明していく必要があるかなと思いますので、その点に関しては、これからの取り組みとなると思いますけれども、その点に関して、もし答弁がありましたら、お願いします。

○総務課長（山本稲一君） 使用される方・・・、個別受信機を使ったり、利用される町民の方にとりましては、デジタル化されたから難しい操作も何もなく、逆にクリアな音で情報が伝わる・・・、きれいな音が聞こえやすくなるというようなことになりますので、当然その個別受信機の使い方等々は丁寧に説明をしていきますけれども、特にデジタル化になったからといって、町民の方に影響が出るというようなことはないと思います。

逆に音が聞こえやすくなったり、スマートフォンへの発信で情報が得られたり、便利にな

ると思いますので、そういうことで・・・。

- 2番(伴 高志君) わかりました。この同報無線の関係は、だいぶ長くなっちゃいましたので、次の津波対策・・・。

私の質問の中では、今まではやっぱり津波対策として防潮堤の嵩上げ、水門の建設という関係、それを昨日の質問でもありましたけれども、これをまた、協議会を始めて、そこからとなると、とてももう間に合わないと・・・、国や県でも南海トラフ地震の防災のあり方ということについてやっけていまして、最近のものですと、30年12月に静岡県でも行われていまして、そういった南海トラフ地震を想定した静岡県との連携した中で、これからの計画というのはどうでしょうか。

- 総務課長(山本稲一君) 当然これまでも避難路の整備とか、避難誘導灯の整備とか、ソフト対策をずっと進めてまいりました。

12月に南海トラフの関係で発表がありましたけれども、そちらの方は南海トラフの半割れ、一部割れそれからスロースリップが発生した時にどうするかというようなことで新聞に大きく出ておりましたけれども、半割れ、片方で南海トラフの片側で大きな地震があった時には、起きていない片方の地域は1週間程度の避難を要する等の新聞報道がありましたけれども、そちらにつきましては、いま国と県の方でガイドラインを作成しておりますので、町もその関係については、ガイドラインに沿った対応を定めていかなければならないのかなと考えています。

- 2番(伴 高志君) これはやっぱりまた情報の問題でもあるのかもしれないですけども、まず、その南海トラフ地震が起こる可能性と、その地震の起こり方によって、情報をどういうふうに伝えていくべきかという・・・、これで県の方の検討会も住民の声なんかを聞きながらのワークショップが開かれたということなんですけれども、やっぱりそのケースによって情報の伝え方それから避難整備の在り方ということと・・・、計画と実施ということについてこれから検討していただきたいなと考えるわけですけども、いざ本当に想定外のことが起きた時の緊急対策というのを・・・、例えば、どんなものがあるのかなと・・・、そのハザードマップが更新される関係もありますけれども、やっぱり・・・、質問の中にも書きましたけれども、やっぱり浸水区域内に・・・、沿岸部に商店街、小学校、児童館などの町の施設がありますので、こういったところでの対策なんですけれども、私は・・・、例えば、緊急用のライフジャケット、これでは物足りないと思いますけれども、津波はやっぱり30センチでももう立ってられないということがあるといういろいろな情報の中で出ていますけれ

ども、主に津波対策について、緊急的な対策をどう考えているか伺います。

○統括課長（高木和彦君） 昨日の福本議員の質問の中でも災害の関係はありましたし、藤井議員の質問の中でもいろいろありました。そういうことで、ちょっとダブる部分があるかもしれませんが、まずは、防潮堤の関係につきましては、昨日ご説明いたしましたけれども、31年に計画等を整備して、32年に交付申請をして、33年4月以降に防潮堤ができるように努力をしていくようになります。

また、いろいろ避難の関係・・・、町長の答弁にもありましたけれども、避難ビルをやっています。実際に西区にありますし、静岡銀行さんの協力をいただきまして、あのビルを避難ビルにする。

また、細かい数字はあれですけども、公民館の耐震診断をやって、またその補助金なんかを考えていますし、避難路についても、危険なブロック塀があれば町の方で補助をして、それをなくするとか、いろんな事業をやっています。

また、最後にライフジャケットのことがありましたけれども、これは、一番最初に予算化したのはちょっと何年というのは忘れちゃったけれども、かなり3.11を受けて、そちらの対応も取っておりますので、ご承知ください。

○町長（長嶋精一君） 伴議員の方で南海トラフ地震の予想というか、そういう話がございまして・・・、そのとおりでございます。

それもあるんですけども、私が一番忘れてならないのは、8年前、東日本大震災・・・、3.11になるわけですけども、これを決して忘れてはいけないと私は思っています。

具体的にじゃあ何をするのかということ、伴議員がさっきおっしゃったように、防潮堤、水門を嵩上げするということが例え決まったとしても、明日来るかもしれない、今日来るかもしれない・・・、大津波が・・・。

じゃあ、どうするんだということを常にぼくも考えていまして、町長になってから町の防災担当3名と各区の区長さんと一緒にその地区を回って、危ないところを修繕しようじゃないか、これはどこに逃げるんだろう、そういうことを協議してやってまいりました。

昨日の答弁の中でその件数もお知らせしましたがけれども・・・、もう考えることなく、こうしたらああしようじゃなくて・・・、即そこに逃げるような避難道の・・・、そういう道を作るということは優先的にやってまいりたいと思います。

そして、よく自助、共助という言葉が飛び交っているわけですけども、そのとおりだと思います。役場の職員も限られた人間でございまして、何でもできるわけじゃないんです。

スーパーマンじゃないんです。ただ最低限のことはやらなければならないということで考えております。昨日、福本議員に答えたように・・・。

その中で、自助、共助ということを前面に出して、役場が何もやらないということでは絶対まずいわけです。その中でぼくは、自助というか、自立できない方々をどのように避難させるかということが大きな問題だと思っております、健康福祉課の方で・・・。

○議長（土屋清武君） 町長、時間があまりありませんので、簡略に・・・。

○町長（長嶋精一君） 了解しました。すみません。長くなって・・・。

そういうことで、うちの方の課で協力し合って、やっぱり区長さんあるいは自主防の方と協力し合って、助けて・・・、救助していきたいと・・・、避難させていきたいと考えております。

あくまでも具体的に、実践的にやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（土屋清武君） 伴君に言うておきます。質問は、わかりやすく、要領よくしてください。お願いします。

○2番（伴 高志君） いま具体的にライフジャケットのことについて問いましたけれども、こういった元々ある計画というか・・・、そういったところでも普及していければ、また少し違ってくるのかなということでも・・・、新たに執行する部分も含めて、元々あるものも活用できたらということでもちょっとお話ししてもらいました。

ちょっと時間がありませんので・・・、まだ防災・減災に関してはまだまだ十分とは言えないんですけれども、時間の関係で、次の2. 広域ごみ処理についてですけれども、これは、今度1市2町の場所が南伊豆から下田に拠点が移ったということになるんですけれども、そうすると、町長が答弁しましたように、建設費などの面については、費用が安く済むというのはあるかもしれないけれども、果たしてそれがそれぞれの市町の住民のニーズに叶っているかということでは、疑問が残りますし、やっぱり生活に関わることを・・・、やっぱりその自治体の中で収めていくということを基本にするというのが町のあり方ではないかなと思えますけれども、その点について答弁いただけたら・・・、お願いします。

○生活環境課長（鈴木 悟君） ただいまの伴議員のご質問ですけれども、まず、もし広域になった場合のメリットといたしましては、先ほど町長の答弁にございましたけれども、建設費、運転費の低減それから施設維持管理費の低減、長時間運転によるダイオキシンの発生の抑制などが挙げられるものでございます。

一方、デメリットといたしましては、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、運搬コ

ストの増加とか、災害時などの自力での処理ができないことが挙げられますけれども、いろいろな財政の負担等も総合的に考えながら検討していくということでございます。

その中で、町の収集態勢ですね。これにつきましては、やはり広域化になっても今までやってきました収集態勢につきまして、町といたしましては、継続して住民の皆様にご不便を来さない形での収集態勢というのを取っていきたいと考えております。以上でございます。

○2番（伴 高志君） ずっと同じ質問をしている関係で、回答も同じメリットとデメリットの関係でされてはいますが、私が繰り返し言っているのは、老朽化に関しては、やっぱり松崎町はそこまで急いでいないと言えるんじゃないですか。

町長の先ほどの答弁で、今年の9月までに広域化への回答をするということなんですけれども、そこまででも・・・、急ぐ必要はないと考えますが、どうでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） まず、各市町の焼却施設の経過年数でございますけれども、下田市が37年の経過となります。南伊豆町が28年の経過それから松崎町が20年の経過となります。通常ですとだいたい20年を過ぎてきますと各焼却施設いろいろなところで不具合等が出てまいります。

松崎町におきましても毎年5000万円程度のお金をかけまして、修繕等を行っておりますけれども、他市町におきましてもかなり経過年数が過ぎているものですから、そういったところでかなりのお金がかかっているところでございます。以上です。

○2番（伴 高志君） いま修繕の関係でも費用のことができてはいますが、やっぱり新たに建設するとなると・・・、それは節約なんですけれど、運営上の違いというのが出てきますし、やっぱり生活になくってはならないものはお金がかかると・・・、これは大事なことです。

ですから、できるだけ、私としては、松崎町が修繕で・・・。

○議長（土屋清武君） 伴君、あと1分ですけれども・・・。

○2番（伴 高志君） 時間延長をお願いします。

○議長（土屋清武君） 5分延長を許可します。

○2番（伴 高志君） 持続していかれるというように考えますが、いかがでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） やはり施設は・・・、先ほど経過年数を申し上げましたけれども、そこにある程度の修繕費をかけていくのか、または新しく建てて、そちらの方で、そういったかかる経費を削減していくかということがあるかと思っておりますけれども、どちらにいたしましてもやはり町民の方の税金を使っての整備でございますので、やはりそちらの方

を・・・、どういったことが一番費用対効果としていいのかということのをこれからいろいろ検討してまいりまして、広域、単独につきまして検討してまいりたいと思っております。

○町長（長嶋精一君）　いま担当の方から申し上げましたけれども・・・、同時に、伴議員の質問にありましたように、災害時にどうするんだというようなこととか、町民はどういうふうになっているのか、不便をかけるのではないかとというようなことをおっしゃっているんですけれども、そのとおりでありまして、その建設費がどうだ、運搬費はどうかということもありますけれども、やっぱり総合的に考えて、町民にとっていいということを判断しなければまずいと思っています。

だから、広域の方にいくということじゃありませんから、あくまでも検討してやるということでもあります。

それを9月～11月の間に決めていきたいと思いますということなので、もちろん議員の皆様と話し合いをしながらやってまいりたいと思っています。

東伊豆、河津というのはごみ処理を同じところでやっているんですよ。故障をした時にどうしたかということ、西伊豆町あるいは我われの方に来て、故障をした部分のごみ処理を引き受けたという事例があるものですから、やはり災害時は・・・、一か所にまとめるというのは効率的ではあるけれども、やっぱり心配だなという点があります。

いずれにしても、総合的に考えます。だから、議員の皆さんにも一緒になって考えていただきたいなと思います。

○2番（伴　高志君）　町長から東伊豆と河津で一緒にやっている部分・・・、その施設を直している時にはほかの市町も使っていいよと・・・、助けてあげられるような、そういうことであれば、やっぱりそこまで急いで・・・、松崎町も広域化に・・・、新設する方の広域化で合わせることもないかなということもあると思いますけれども、基本的にはやっぱり伊豆のこの西側で・・・、生活圏の範囲で協力していかれるようにするということが見通しだと思いますけれども・・・。

ということで、これからの検討もそういった方向で働きかけていただければと思います。回答はいいです。

それで、ちょっと時間が・・・、最後になってしまいましたけれども、財産区の関係です。これは、一番最新のものとしては、3月1日に行われた財産区議会ということがあると思いますけれども、経過の報告だけまずお願いしたいと思います。

○産業建設課長（糸川成人君）　財産区議会ということで、基本的には、地方自治法に基づき

まして設置している岩科財産区の議会の方で検討される案件ですので、経過だけということで報告をさせていただきます。

3月1日に臨時議会を行いまして、誤伐採された山林についてどうするのかということを検討させていただきまして、今の状態、山の・・・、不規則に伐採された状態、また切られた気がそのまま置かれている状態・・・。

そのまま置いておくということは、大雨、台風の時に災害の原因にもなりかねないということで、まずは山をきれいにしようということで、内容的には、経費につきましては、全部事業者負担で生産事業、山を切る事業ですね。造林事業ということで、植林する事業、あと、獣害対策ということで、ネット等を施工する事業また下刈り等を5年間管理をするというようなことについても全て事業者負担でやっていただくと・・・、また、木材の売上につきましては、全て財産区に納めていただくというような内容の森林施業計画、森林の施業の委託契約を結ぶということで採決をしていただきました。

また、既に切られてしまった誤伐採の関係につきましては、今後継続して、協議して賠償を求めていくということで議会は終わっています。以上です。

○議長（土屋清武君） 伴君、時間がないからまとめてください。

○2番（伴 高志君） 財産区の議会によって、この区有林の誤った伐採についてはしっかりと前に進めて、この事業者に対する負担をどういうふうにも今後していくのかということについて引き続き町の支援といいますか、管理者の責任としてぜひこの管理を・・・、5年間ということ・・・、これからどうするのかをまた検討していただきたいと思います。

時間がなくなってしまいましたので、以上の点で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土屋清武君） 以上で伴高志君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時57分）